平成２８年（フ）第２３１号
函館市美原３丁目24番６号
債務者　伊藤　高樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３２号
函館市北美原２丁目６番11号
債務者　岩井祐鶴樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３５号
函館市松陰町８番18号
債務者　苗加　和幸
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２９１号
大阪府東大阪市池島町３丁目３番６号
債務者　髙垣由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４３号
大阪市東淀川区小松２丁目２番13号
債務者　坂井裕次郎
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４０２号
大阪市浪速区大国２丁目17番25号ラ・ドルチェ５Ｃ号
債務者　奥谷智恵こと　ＣＨＯＩ　ＪＵＮＧＳＯＯＫ
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４９号
大阪市東住吉区杭全２丁目２番22号
債務者　金巻　秀男
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５９号
大阪市西成区天神ノ森２丁目４番７号、前住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番２―304号
債務者　佐々木多美子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８３号
大阪府八尾市山城町４丁目１番６号　プレミア２　２―Ｃ号
債務者　柳谷　秀和
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８８号
大阪府八尾市山城町４丁目１番６号　プレミア２　２―Ｃ号
債務者　柳谷佐英子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１４号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目13番10号　徳永マンション　101号
債務者　星川　和子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７８号
大阪府東大阪市鴻池本町６番10号　302号
債務者　向井　純一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６２号
大阪府八尾市東山本新町３丁目６番30―401号
債務者　細野　光昭
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―305号
債務者　生田　眞清
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０５号
大阪府守口市金田町６丁目24番３号
債務者　**菅**　清子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０９号
大阪府高槻市塚原１丁目９番１号　温心寮、前住所大阪市淀川区加島４丁目４番38号　アイビーハイム　５Ａ号
債務者　伏見　和子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２３８号
大阪市平野区喜連４丁目８番83号110
債務者　玉田祐幸こと　玉田　大成
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部